

2018年（平成30年）5月11日

子の住居所等の調査について

弁護士 阿多博文

1 目的

子の引渡しに係る裁判所の判断事項（審判，保全決定）や当事者の合意内容（和解，調停）を早期に実現することは，一般に，子の福祉の早期実現につながる。しかし，いざ強制執行の段階になると，債務者やその親族等が子の所在を隠し，執行を困難ないし不可能にらしめることがある。また，債務者の出退勤時刻，学校等の通学時間，第三者との交流の頻度・時間等を把握できないため，執行不能を避けて早朝ないし夜間に執行が着手されることが少なくない。しかし，このような状況は，子を不安定な地位に置かせるばかりか，子に精神的，肉体的に著しい負担を強いるものであり，子の福祉の観点で問題がある。さらに，今般の法改正により，執行場所として債務者の住居所等以外の場所が認められるときは，司法資源の有効活用の観点からも（空振り防止），子の居場所等を臨機応変に把握できる仕組みを設ける必要性が高い。

以上の理由により，執行機関において，子の住居所，滞在場所等の調査を可能とする仕組みを設けるべきである。

2 内容

- (1) 執行裁判所は，執行官に対し，子の住所及び居所，幼稚園，保育園，学校，児童相談所等における滞在時間，病院の通院時間，学習塾等の入退室時間その他強制執行の日時及び場所を判断するために有益な事項の調査を命じることができる。
- (2) 執行官は，前項の調査のために必要がある場合には，市町村，教育委員会，警察，電話会社，保育園，幼稚園，学校，児童相談所，病院，診療所，学習塾その他子の住所，居所，滞在場所を知る者に対し，必要な事項の報告を求めることができる。
- (3) 執行官は，第1項の調査をするに際し，債務者の住居その他債務者の占有する場所（以下「債務者の住居等」という。）に立ち入り，債務者又は債務者の住居等にいる者に対し，質問をし，若しくは文書の提示を求めることができる。

以上